

諮問第1号

答 申

第1 審査会の結論

「平成6年10月1日から同月31日までに決裁された市長公室の食糧費に係る支出負担行為伺書，支出命令書及び精算（戻入）書」（以下「本件公文書」という。）について，千葉市長（以下「実施機関」という。）は，次の部分を除き公開すべきである。

- 1 相手方の氏名，役職及び所属のうち，氏名及び特定の個人が識別され得る役職。
ただし，式典等における相手方及び実施機関の附属機関の委員の氏名及び役職を除く。
- 2 債権者等の従業員の氏名及び役職のうち担当者等の氏名

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は，次のとおりである。

1 公開請求

異議申立人は，平成7年8月24日，千葉市情報公開条例（平成6年千葉市条例第22号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき，実施機関に対し，本件公文書の公開請求を行った。

2 部分公開決定

公開請求に対し，実施機関は，条例第9条第2号，第3号，第4号，第6号又は第8号に該当する情報が記載されているとして，本件公文書中，次の部分を非公開とし，その余の部分を公開とする部分公開決定を行い，その旨を平成7年9月25日付け7千総秘第36号で異議申立人に通知した。

- ①会議，打合せ，懇談会その他の本市の主催する会合（以下「懇談会等」という。）の出席者のうち主催者側以外の者（以下「相手方」という。）の氏名，役職及び所属
- ②債権者又は領収書発行者たる法人又は事業を営む個人（以下「債権者等」という。）の従業員の氏名及び役職
- ③債権者等の名称，所在，電話番号及び印影並びに債権者等の代表者の氏名及

び印影

④債権者等の銀行名、口座名義、預金種目及び口座番号（以下「口座情報」という。）

⑤債権者コード

⑥資金前渡職員の請求・領収印の印影

3 異議申立て

異議申立人は、部分公開決定を不服として、平成7年11月25日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成8年2月6日付け7千総秘第66号で、条例第12条の規定に基づき、審査会に対して、異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりであると認められる。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書の部分公開決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 食糧費の支出に係る公文書の公開について

平成6年の大阪府水道部接待費公開訴訟の最高裁判決や、平成8年の宮城県の食糧費公文書訴訟の仙台地裁判決は、情報公開に対する判断として、千葉市も謙虚に受け止めるべきである。裁判の判決やマスコミの報道などから、世論も官官接待に対する関心や批判の目を向けており、高知県などのように官官接待を廃止したり、見直しを進める自治体も増えている。また、相手方の役職、氏名などを含め、原則全面的に公開することを決めた自治体も増えている中で、千葉市の判断は旧態依然として市民寄りではない。全面公開をして千葉市の健全な運営状況を市民に明らかにし、市民との信頼関係の構築に努めていくべきだ。

(2) 条例第9条第2号（個人情報）該当性について

市の主催で行われた懇談会は、私的なものではなく、市の予算を用いて開催された会合であり、出席者はいずれもその職務としてこれに出席したのであるから、市民は税の使い方を監視する上でも可能な限り具体的な情報の公開を受ける権利がある。

「相手方である公務員の氏名及び役職」は、個人としての行動ないし生活にかかわる意味合いを持つものではなく、プライバシーが問題になる余地はない。たとえ「相手方である公務員の役職、氏名」を公表されることについて本人が了解していなかったとしても、社会通念上公表が予定された情報、つまり条例第9条第2号のただし書に該当すると理解する。もともと、公開することによりその相手方の生活の平穏が不当に侵害される場合も考えられなくはないが、市は非公開の特別の事情を具体的に主張立証していない。公務員の場合は、役職は公開し、課長以上であれば氏名も公開してしかるべきだ。識別されるからといってすべてがプライバシーの侵害となるわけではない。

(3) 条例第9条第3号（法人等情報）該当性について

「債権者及び領収書発行者の名称、所在、口座情報、印影等」が公開されたとしても、先に公開された部分と合わせて明らかになるのは、懇談会に利用された飲食店の所在や名称と、その懇談会の日時又はその飲食にかかわる料理等の単価や合計額及び支払先の金融機関や口座番号等だけである。したがって、事業活動に不利益が生じたり、社会的評価に悪影響を与えたり、取引銀行等に不利益を与えるおそれがあるとは認め難い。

「口座情報及び印影」も、飲食代金の請求書にごく一般的に記載されているものであるし、債権者側としてもこれを公金の支出を請求するために使用しているのであるから、これらが公になることを拒めるものではない。

また、「口座情報」や「支払内訳」が「店の名称」と組み合わせられたとしても、経営内容やノウハウが分かるわけではない。

(4) 条例第9条第4号（国等関係情報）該当性について

公務として懇談会等に出席した公務員の情報は、社会通念上公表が予定されている情報と考えるが、公開することにより、国等の出席者に不快、不信を抱かせ、今後の本市の行政運営上必要な国等との当面又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係が損なわれるような、内密の協議を目的とした会議も行われるかもしれない。しかし、すべての国等との懇談会等が内密の協議を目的にするものではなく、一般的な情報交換や友好関係を図るための単純な打合せ目的の場合には、「相手方の氏名、役職及び所属」を公開しても、千葉市と国等との協力、信頼関係を損なうとは考え難く、一律に非公開とされるのはおかしい。平成6年2月の「大阪府水道部接待費公開訴訟」の最高裁判決

で示されたように、国等との協力、信頼関係を損なうおそれがあることを、具体的に立証する必要がある。

また、「開催場所」を公開することにより個々の国等相手方関係者への市の評価、位置付けが明らかにされ、国等との信頼関係が損なわれるとも主張しているが、開催場所や接待の内容によって相手方の位置付けが定まるものではない。

(5) 条例第9条第6号（事務事業執行情報）該当性について

「開催場所」や「相手方の氏名、役職及び所属」を公開すると意思形成過程がある程度明らかになり、市民に様々な誤解や混乱を生じさせるとの説明だが、「知る権利」、「参政権」を考慮せず部分公開としたことでかえって様々な憶測から不必要な誤解や混乱を生じさせている。

また、「開催目的」、「開催場所」及び「相手方」が非公開にされた懇談会のすべてが、非公開にしなければならない程に、関係者との内密の協議を目的として行われたものであり、かつ、相手方の個人や法人、懇談会開催場所の事業者の社会的な地位を損ない、将来の市の事務事業の円滑な執行に支障が生じるものとは判断し難い。支障が生じるとの判断を可能とする程度に具体的に主張立証しない限り、市が単に抽象的におそれを抱いているにすぎない。具体的な立証は確かに難しいとしても、例えばある程度のカテゴリーで分けて、「このカテゴリーのものは〇年後に公開可能となる」などの説明が必要である。

(6) 条例第9条第8号（公共安全維持情報）該当性について

「債権者等の印影」等は、一般的な領収書にも記載されており、一般に公開されている。人の財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるという判断は、こじつけとしかいいようがない。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりであると認められる。

1 本件公文書の部分公開決定について

本件公文書は、懇談会等の食糧費に係るものであり、相手方や債権者等の経理等内部に関する事業活動情報が記載されており、これらは条例第9条第2号（個人情報）、同条第3号（法人等情報）及び同条第8号（公共安全維持情報）に該当するものである。

また、懇談会等は、本市が行う事務事業の執行上必要な交渉、調整、情報収集等を目的としているものであり、条例第9条第4号（国等関係情報）及び同条第6号（事務事業執行情報）に該当するものである。

したがって、本件公文書については、記録されている情報のうち、条例第9条第2号、第3号、第4号、第6号又は第8号に該当する部分は非公開とし、それ以外の部分について公開することとし、部分公開を決定した。

2 条例第9条第2号（個人情報）該当性について

「相手方の氏名、役職及び所属」並びに「債権者等の従業員の氏名及び役職」の情報のうち、「相手方の氏名」及び「従業員の氏名」は、特定の個人が識別される情報そのものであり、また、「役職及び所属」は、個人の地位、勤務状況等にかかわるものであり、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得るおそれがある。

また、「開催場所」についても、公開されると、当該場所に問い合わせ等が行われ、相手方が識別され、又は識別され得るおそれがある。

なお、「市側出席者の氏名及び役職」も本号本文に該当するが、懇談会等の主催者であることをもって、本号ただし書のイに該当すると考えたものである。

3 条例第9条第3号（法人等情報）該当性について

「債権者等の名称、所在、電話番号、印影等」を公開することは、当該債権者等にとって、顧客先が明らかにされるとともに、既に公開されている請求金額及び内訳と組み合わせることにより、単価設定、値引きの有無などの顧客に対する接遇のあり方つまり取引上、営業上のノウハウそのものが明らかになり、他の利用者に対する信用を損なうなど、同業者間の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、「債権者等の口座情報」は、一体のものであり、本市が債権者等との個別の契約関係において取得した、一般に明らかにされていない内部の事業活動情報であって、債権者等の金融機関に対する信用度がある程度示すものであり、公開することにより、その信用度合いが判明し、正当な社会評価に悪影響を与えるとともに、取引銀行にも不利益を与えるおそれがある。

「債権者等及びその代表者の印影」についても、同様に、本市が当該法人又は当該事業を営む個人との個別の契約関係において取得した、一般に明らかにされていない経理等内部に関する事業活動情報であって、公開することにより、事業運営が損なわれることが認められる。

さらに、「相手方の所属たる法人等の名称」は、公開されることにより、当該法人等に対して様々な憶測がなされるおそれがある。

4 条例第9条第4号（国等関係情報）該当性について

本市が行う事務には、固有事務の他に国等との間の委任、依頼、協議等により行うものがあり、本市と国等との懇談会等は、これらの事務事業の円滑な実施を目的としていることから、「相手方の氏名、役職及び所属」を一方的に公開することは、公開されることを予期していなかった国等の出席者に不快又は不信の感情を抱かせ、今後、同様の懇談会等への出席や、率直な意見表明について協力が得られなくなるなど、本市の行政運営上必要な国等との当面又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがある。

また、懇談会等の「開催場所」は、市の裁量によって、国等相手方関係者に対する評価、位置付けに応じて異なって決定されるものであり、既に公開されている請求金額及び内訳に加え、「開催場所」を公開することにより、個々の国等相手方関係者への市の評価、位置付けが明らかにされ、前記「相手方の氏名、役職及び所属」を公開した場合と同様の支障が生ずるおそれがある。

5 条例第9条第6号（事務事業執行情報）該当性について

請求のあった公文書は、懇談会等の具体的な内容を直接に記録しているものではないが、「開催場所」並びに「相手方の氏名、役職及び所属」を公開することにより、本市の事務事業の執行のための意思形成過程がある程度明らかになり、様々な憶測から市民に不必要な誤解又は混乱を生じさせるおそれがある。

さらに懇談会等の開催に関し、市に委ねられた合理的な裁量の余地を限定し、具体的な事案、事態に対応した適切な懇談会等の開催ができなくなるおそれがあるとともに、公開されることを予期していなかった国等の相手方に不快又は不信の感情を抱かせ、信頼関係を損ない、結果として、本市が行う事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずる。

また、「資金前渡職員の請求・領収印の印影」及び「債権者コード」は、市の財務会計の管理に関する情報であるため、公開することにより、当該又は将来の同種の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずる。

6 条例第9条第8号（公共安全維持情報）該当性について

「債権者等及びその代表者の印影」は、当該債権者等の事業運営上、一般には明らかにされていない情報であって、それらが公開された場合、偽造複製が可能になり、「債権者等の口座情報」等と組み合わせることにより、財産等が脅かされ、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となるおそれがある。

また、「資金前渡職員の請求・領収印の印影」は、本市の経理事務を処理する職員の事務処理上の一般には明らかにされていない内部管理に関する情報であって、公開することにより、犯罪の予防に支障が生ずるおそれがある。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書の内容

本件公文書は、「平成6年10月1日から同月31日までに決裁された市長公室の食糧費に係る支出負担行為何書、支出命令書及び精算（戻入）書」であり、それぞれの公文書に記録されている内容は、次のとおりである。

(1) 支出負担行為何書

「支出費目、予算残額、支出負担行為額、決裁年月日、契約種別、検査員」、
「債権者等の名称、代表者名、所在、債権者コード」のほか、「懇談会等の名称、実施年月日、開催場所、出席者」などが記載されている。また、添付されている見積書又は請求書には、「債権者等の印影、電話番号」、「金額、単価」などが記載されている。

(2) 支出命令書

「支出費目、支出命令額、決裁年月日」、「債権者等の名称、代表者名、所在、債権者コード、口座情報、資金前渡職員の請求・領収印の印影」のほか、「懇談会等の名称、実施年月日、開催場所、出席者」などが記載されている。また、添付されている請求書には、「債権者等の印影、電話番号」、「金額、単価」などが記載されている。

(3) 精算（戻入）書

「支出費目、支出命令額、精算額、戻入額、決裁年月日」、「資金前渡職員の請求・領収印の印影」のほか、「懇談会等の名称、実施年月日、出席者」などが記載されている。また、添付されている領収書には、「債権者等の名称、所在、電話番号」、「金額、単価」などが記載されている。

2 条例第9条第2号（個人情報）該当性について

本号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報は、非公開とすることができることを定めている。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、個人に関する情報であって、かつ、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、非公開とすることを原則としたものである。また、条例第3条においても、実施機関は

個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨が規定され、個人のプライバシーの保護の重要性が示されている。

その一方で、本号ただし書は、「ア 法令又は条例の規定により、何人でも閲覧することができる情報」、「イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの」、「ウ 法令又は条例の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上特に必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、例外として公開することができることとしている。

また、本号に規定する「個人に関する情報」には、個人の内心、身体、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれると解され、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」には、既に公開された情報又は新聞等から通常入手することができる他の関連情報と照合することにより、一般人が特定の個人を識別することが可能となるものが含まれると解されるものである。さらに、本号ただし書イに規定する「実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの」とは、「個人が、公表されることを前提として提供し、又は公表されることを了承し、若しくは予想して提供した情報」、「個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報」又は「従来から公にすることが慣行になっていて、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」のようなものをいうと解されるものである。

これらのことを踏まえ、以下、実施機関が本号に該当するとして非公開とした「相手方の氏名、役職及び所属」、「債権者等の従業員の氏名及び役職」並びに「懇談会等を開催した場所たる債権者等の名称、所在及び電話番号（以下「開催場所」という。）」の本号該当性について検討する。

(1) 相手方の氏名、役職及び所属

ア 本号本文該当性

本件公文書中の「相手方の氏名、役職及び所属」のうち「所属」とは、個人が属している法人その他の団体及びそれらの機関、組織等の名称を、「役職」とは、「所属」における当該個人の地位若しくは職務の名称で「所属」と合理的に分離できる部分又は団体に属さない者の職業、社会的地位その他の肩書をいうと解される。したがって、「相手方の氏名、役職及び所属」は、いずれも懇談会等に出席した者の職業、行動等に係る「個人に関する情報」に該当するものと認められる。

そこで、これらが「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するかどうかについて検討すると、まず、「氏名」がこれに該当すること

は明らかである。次に、「役職」及び「所属」がこれに該当する場合としては、次の場合が考えられる。

①「氏名」を除いても、なお、「役職及び所属」（又は「役職」のみ）に対応する者が一人だけ特定される場合の「役職」

②「氏名及び役職」を除いても、なお、「所属」に対応する者が一人だけ特定される場合の「所属」

しかし、本件公文書中には、上記②に該当するような「所属」の記載のあるものが含まれているとは認められないので、①に該当する「役職」のみが「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するものとなる。

以上のことから、本件公文書中の「相手方の氏名、役職及び所属」のうち、「氏名」及び個人が特定され得る「役職」が本号本文に該当すると判断する。

イ 本号ただし書該当性

次に、前記アにより、本号本文に該当するとしたものの本号ただし書該当性について検討する。本件公文書は、食糧費の支出に関するものであるので、「相手方の氏名及び役職」が、ただし書ア又はウに該当しないことは明らかである。そこで、以下、ただし書イに該当するか否かについて検討する。

(ア) 式典等における相手方の氏名及び役職

本件公文書中には、表彰、記念、歓迎等のための式典、行事等（以下「式典等」という。）における飲食等に関するものがある。これらの相手方については、各式典等の名称等からすれば、氏名等が既に公表されているか、相手方本人が一般に公表されることを了承し、又は予想していると解するのが相当である。

したがって、式典等における「相手方の氏名及び役職」は、本号ただし書イに該当すると判断する。

(イ) 実施機関の附属機関の委員の氏名及び役職

本件公文書中には、実施機関の附属機関の委員を相手方としているものがある。これらの委員の氏名及び役職は一般に公表されており、また、附属機関の委員が、職務遂行上の必要に応じて食事等の提供を受けたという事項は、実施機関から委嘱された委員という職の特殊性からいって、社会通念上公表が予定されていると考えるべきものである。

したがって、実施機関の附属機関の委員の「氏名及び役職」は、本号ただし書イに該当するものと判断する。

(ウ) (ア)及び(イ)のいずれにも該当しないもの

(ア)及び(イ)のいずれにも該当しないものにあつては、「相手方の氏名及び役職」が、従来から公にすることが慣行となっていたとは認められず、

既に一般に公表されたものがあるとも認められない。また、様々な目的や理由から懇談会等に出席した相手方が、自らの氏名等が公開され、特定の懇談会等に参加し、食事等の提供を受けたことが一般に公表されることを了承し、又は予想していたとは考え難く、相手方の氏名等は社会通念上公表が予定されているものには当たらないと考えざるを得ない。

したがって、前記(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない「相手方の氏名及び役職」は、本号ただし書イに該当しないと判断する。

ウ 本号該当性

以上のことから、「相手方の氏名、役職及び所属」については、次に掲げるものを除く「氏名」及び特定の個人が識別され得る「役職」が本号に該当すると判断する。

(ア) 式典等における相手方の氏名及び役職

(イ) 実施機関の附属機関の委員の氏名及び役職

(2) 債権者等の従業員の氏名及び役職

次に、「債権者等の従業員の氏名及び役職」について検討するところ、これらはすべて、本号本文に該当すると認められる。

しかし、これらのうち「代金の請求、受領に係る権限を委任された者の氏名及び役職」については、債権者等の表示の一部であり、そもそも外部に対して使用することを予定しているものであると認められ、本号ただし書イに該当すると判断する。それ以外の「担当者等の氏名」については、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

したがって、「債権者等の従業員の氏名及び役職」のうち「担当者等の氏名」が本号に該当すると判断する。

(3) 開催場所

次に、「開催場所」について検討するところ、実施機関は、これが公開されると、当該場所に問い合わせがなされ、相手方が識別され得ると主張している。

しかし、懇談会等の開催場所である債権者等への問い合わせにより懇談会等の出席者が直ちに明らかになるとは、通常は考えられない。仮に、何らかの特別な調査により明らかになったとしても、それはその特別の調査の結果であり、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより識別されたものということはいできないから、「開催場所」は、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に当たるとは認められない。

したがって、「開催場所」は、本号に該当しないと判断する。

3 条例第9条第3号（法人等情報）該当性について

本号は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に該当する情報については、法人等又は事業を営む個人の営業の自由、公正な競争は原則として保障されなければならないとする趣旨から、非公開とすることができることを定めている。

その一方で、本号ただし書は、事業活動によって生ずる危害等から人の健康、市民の財産等を保護するため公開することが必要であると認められる情報その他公開することが公益上特に必要であると認められる情報については、本号本文に該当する場合であっても、公開することができることとしている。

また、「事業に関する情報」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動に関する一切の情報をいい、「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の生産技術上のノウハウ、販売上の秘密、経営方針・経理・人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項等で、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位が損なわれることが明らかな情報をいうと解されるものである。そして、その判断は、情報の内容、性質を始めとして、法人等の事業内容、情報が事業活動等においてどのような意味を有しているか等の諸般の事情を総合してなされるべきであると考えられるものである。

本号に該当するとして実施機関が非公開とした情報は、「債権者等の名称、電話番号及び所在」、「債権者等の印影、口座情報並びにその代表者の氏名、役職及び印影」並びに「相手方の所属たる法人等の名称等」である。これらは、いずれも「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当すると認められる。そこで、以下、これらが「法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」に該当するか否かについて検討する。

(1) 債権者等の名称、電話番号及び所在

実施機関は、「債権者等の名称、電話番号及び所在」について、これらが公開されると、当該債権者等にとって顧客先が明らかにされるとともに、既に公開されている請求内容等の情報と組み合わせることにより、単価設定、値引きの有無などの接遇のあり方が明らかになり、事業活動に不利益が生ずると主張している。

しかし、特定の債権者等に対する本市の利用状況の一部が明らかになったとしても、それによって他の利用者の信用を損なうなど、同業者との競争上の地

位その他正当な利益が害されるとは認め難い。確かに、顧客に対する接遇のあり方は、営業活動の一部をなすものであるにしても、本件公文書に記載された情報から、同業者との対抗関係上特に秘匿を要する情報が明らかになるとは考えられない。

したがって、「債権者等の名称、電話番号及び所在」は、本号に該当しないと判断する。

(2) 債権者等又はその代表者の印影及び口座情報

実施機関は、「債権者等又はその代表者の印影及び口座情報」について、「口座情報」は、本市が債権者等との個別の契約関係において取得した一般に明らかにされていない内部の事業活動情報であり、公開することにより当該債権者等の事業運営を損ない、取引銀行にも不利益を与えるおそれがあり、「印影」についても同様に、内部の事業活動情報であり、公開することにより当該債権者等の事業運営を損なうおそれがあると主張している。

しかし、ここでいう「口座情報」と「印影」は、通常飲食業者がその事業活動を行う上で秘密に管理している性質の事柄ではなく、一般的に発行している飲食等代金の請求書等に押印又は記載される事項であって、これらが公開されたからといって、そのために当該飲食業者が不測の不利益を被り、事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるとは認められない。

したがって、「債権者等又はその代表者の印影及び口座情報」は、本号に該当しないと判断する。

(3) 相手方の所属たる法人等の名称

実施機関は、「相手方の所属たる法人等の名称」が公開されることにより、当該法人等に対して様々な憶測がなされるおそれがあると主張している。

しかし、相手方の属する法人等の名称が明らかになったからといって、当該法人等の競争上の地位が損なわれるほどの誤解や風評が社会一般に広まるとは認め難い。

したがって、「相手方の所属たる法人等の名称」は、本号に該当しないと判断する。

4 条例第9条第6号（事務事業執行情報）該当性について

本号は、「本市又は国等が行う監査、検査、取締り、契約、試験、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」に該当する情報は、非

公開とすることができることを定めている。これは、本市又は国等が行う事務事業の公正又は円滑な執行を確保するため、事務事業の内容及び性質に着目して、公開することにより、公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報等を非公開とすることができることを定めたものである。

本号は、主として本市の行政執行上の利益の保護を図って制定されたと考えられるため、本号に該当するか否かの判断は、条文の趣旨に即し、忠実に解釈されなければならない。情報公開制度の実質的意味が失われないように、そこで保護されるべき利益が実質的に保護に値する正当なものであるか否か、その利益侵害のおそれが具体的に存在するといえるのかを、客観的に検討することが必要であると考え。

これらのことを踏まえ、以下、実施機関が本号に該当するとして非公開とした情報の本号該当性について検討する。

(1) 相手方の氏名、役職及び所属並びに開催場所

本号に該当するとして実施機関が非公開とした部分のうち、「相手方の氏名、役職及び所属」並びに「開催場所」は、本市の主催する懇談会等に関する情報であり、いずれも、「本市が行う事務事業に関する情報」に該当する。

そこで、以下、実施機関の主張について検討する。

ア 「意思形成過程がある程度明らかになり、様々な憶測から市民に不必要な誤解又は混乱を生じさせる」との主張について

実施機関は、これらは、公開されることにより、本市の事務事業の執行のための意思形成過程がある程度明らかになり、様々な憶測から市民に不必要な誤解又は混乱を生じさせると主張している。

しかし、食糧費支出のために作成された本件公文書には、懇談会等の開催場所、開催日、人数等の外形的な事項が定型的に記載されているにすぎず、このような情報が公開されたからといって、当該懇談会等の目的や内容、ひいては本市の意思形成過程が明らかになり、事務を公正かつ適切に執行する上で著しい支障となるほどの誤解や混乱が生ずるとは考え難い。

もっとも、例えば住民との交渉、用地買収の計画に係る打合せ等のように、そのような外形的事実が明らかになるだけで、話し合いの具体的な目的、内容等がある程度明らかになり、当該事務事業の執行に著しい支障が生ずる場合も考えられないわけではない。しかしながら、本件公文書を見る限り、そのような情報が記載されているとは認められない。

したがって、実施機関の本主張を認めることはできない。

イ 「公開されることを予期していなかった国等の相手方に不快又は不信の感情を抱かせ、今後、協力が得られなくなる」との主張について

また、実施機関は、これらが公開されると、公開されることを予期していなかった相手方に不快又は不信の感情を抱かせ、今後、同様の懇談会等への出席や率直な意見表明について協力が得られなくなると主張している。

しかし、本市が開催した懇談会等に出席した者が本市から食事等の提供を受けたという事実自体は、特段秘密にすべき理由はないことはいうまでもない。さらに、本件公文書に記載されている情報は、懇談会等の外形的事実に関する情報にすぎないのであるから、仮に、公開することにより不快又は不信の念を抱く者が現れ、結果として本市の事務事業の運営に支障が生じたとしても、そこで保護されるべき本市の利益は、市民の公文書を公開する権利と比較考量してもなお、保護に値するものであるとは認められない。

もともと、そのような外形的な事実に関する情報を公開するだけで、今後の本市の正当な利益が侵害される場合も考えられないわけではないが、それは、少なくとも、懇談会等が、事務事業の執行のための必要な事項についての内密の協議を目的として行われたものであって、記載された情報からこのことが推測され得る場合に限られるというべきである。しかしながら、本件公文書を見る限り、そのような情報が記載されているとは認められない。

したがって、実施機関の本主張を認めることはできない。

ウ 「個々の国等相手方関係者への本市の評価又は位置付けが明らかになり、以後、適切な懇談会等の開催ができなくなる」との主張について

さらに、実施機関は、これらは、公開されることにより、懇談会等の開催場所及び既に公開している請求金額及び内訳から個々の国等相手方関係者への本市の評価又は位置付けが明らかになり、以後の懇談会等の開催に関し著しい支障を生ずると主張している。

しかし、懇談会等の開催場所や飲食の内容は、懇談会等の出席者、目的、内容等を斟酌して総合的に定まるものであり、相手方への評価又は位置付けがそのまま反映されるものではないと解するのが相当である。

したがって、実施機関の本主張を認めることはできない。

エ 本号該当性

以上のことから、本件公文書中の「相手方の氏名、役職及び所属」並びに「開催場所」は、本号に該当しないと判断する。

(2) 債権者コード及び資金前渡職員の請求・領収印の印影

次に、本号に該当するとして実施機関が非公開とした部分のうち、「債権者コード」及び「資金前渡職員の請求・領収印の印影」の本号該当性について検討する。

これらは、市の財務会計事務に関する情報であるため、いずれも「本市が行

う事務事業に関する情報」に該当すると認められる。そして、実施機関は、これらは、本市が財務会計の事務処理を行う上で内部的に管理されているものであるということをもって本号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

ア 債権者コード

「債権者コード」は、本市からの公金の支払が予定されている者に対して本市が付している登録番号であり、本市の内部のみにおいて使用されているものではある。しかし、「債権者コード」自体何ら意味を持つものではないし、これが公開されることにより明らかになるのは、どの債権者にどの債権者コードが対応しているのかということにすぎず、これにより財務会計事務の執行に著しい支障が生ずるとは認められない。

したがって、「債権者コード」は、本号に該当しないと判断する。

イ 資金前渡職員の請求・領収印の印影

また、「資金前渡職員の請求・領収印の印影」について実施機関は、公開することにより本市の事務事業にどのような支障が生ずるかを具体的に説明していないが、「犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となるおそれがある」として、条例第9条第8号にも該当すると主張していることから、実施機関が本号において主張する「著しい支障」も、その「犯罪」の発生を前提としたものであると考えることができる。

しかし、6の(2)において述べるとおり、実施機関の主張するような「犯罪」が誘発されるとは考え難く、その「犯罪」の発生を前提として、本市の事務事業の執行に「著しい支障」が生ずるとする当該主張は認めることはできない。

したがって、「資金前渡職員の請求・領収印の印影」は、本号に該当しないと判断する。

5 条例第9条第4号（国等関係情報）該当性について

本号は、「本市と国、他の地方公共団体又は公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。」に該当する情報は、非公開とすることができることを定めている。これは、本市と国等との間における協力関係又は信頼関係を継続的に維持することを目的として定められたものと解されるものである。

実施機関は、本号に該当するとして「国等に属する相手方の氏名、役職及び所属」並びに「開催場所」を非公開とした。しかし、食糧費支出のために作成され

た本件公文書は、本市の予算の執行のために作成されたものであって、記載内容も、懇談会等の開催場所、開催日、人数等の外形的な事項について定型的に記載されているにすぎないのであるから、それ自体は国等との協議、協力等に基づいて作成し、又は取得した情報であるとするのは妥当ではない。また、仮に、本件公文書がこれに当たるとしても、公開されることを予期していなかった国等の相手方に不快又は不信の感情を抱かせ、今後、協力が得られなくなる、個々の国等相手方関係者への本市の評価又は位置付けが明らかになり、以後、適切な懇談会等の開催ができなくなるなど、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるとの実施機関の主張は、条例第9条第6号に該当する理由として実施機関が主張したものと異なることなく、これらがいずれも認められないことは、4で述べたとおりである。

したがって、「国等に属する相手方の氏名、役職及び所属」並びに「開催場所」は、本号に該当しないと判断する。

6 条例第9条第8号（公共安全維持情報）該当性について

本号は、「公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」に該当する情報は、非公開とすることを定めている。これは、公開することにより犯罪を誘発したり犯罪が容易になる情報などを非公開とすることができることを定めたものである。

そして、本号に規定する「人の財産の保護、犯罪の予防に支障が生ずる情報」とは、「犯罪の未然の防止」に関して支障を来す「危険性」が客観的に存在すると認められる情報をいうと解するのが相当であり、その判断に当たっては、情報の性質、想定された犯罪の重大性、実現可能性及び必要性の程度、想定された犯罪と情報との関連性の有無及び程度を総合的に考慮して、個々の事案に即して具体的に検討すべきものであると考える。

これらのことを踏まえ、以下、実施機関が本号に該当するとして非公開とした情報の本号該当性について検討する。

(1) 債権者等又はその代表者の印影及び口座情報

実施機関は、「債権者等又はその代表者の印影及び口座情報」について、これらは、当該債権者等の事業運営上、一般には明らかにされていない情報であって、公開された場合、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となると主張している。

しかし、3の(2)で述べたとおり、ここでいう「印影」と「口座情報」は、一般に発行されている飲食等代金の請求書等に押印又は記載される事項であり、これらが公開されることにより犯罪が誘発され、又は犯罪が容易になるとは考

え難い。

したがって、「債権者等又はその代表者の印影」及び「債権者等の口座情報」は、本号に該当しないと判断する。

(2) 資金前渡職員の請求・領収印の印影

また、実施機関は、本件公文書中の「資金前渡職員の請求・領収印の印影」は、本市の経理事務を処理する職員の事務処理上の一般には明らかにされていない情報であって、公開された場合、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となると主張している。

しかし、前渡資金の支払方法等から考えて、当該印影が公開されることにより、違法な前渡資金の交付等が行われ、又は誘発されるとは考え難い。

したがって、「資金前渡職員の請求・領収印の印影」は、本号に該当しないと判断する。

7 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成8年2月6日	諮問書の受理
平成8年3月16日	審議（第2回審査会）
平成8年4月16日	実施機関から理由説明書を受理
平成8年4月22日	審議（第3回審査会）
平成8年7月19日	実施機関から補充した理由説明書を受理
平成8年8月28日	審議（第5回審査会）
平成8年9月9日	異議申立人から意見書を受理
平成8年10月7日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第6回審査会）
平成8年11月19日	審議（第7回審査会）
平成8年12月26日	異議申立人から意見を聴取（第8回審査会）
平成9年2月24日	審議（第9回審査会）
平成9年3月14日	審議（第10回審査会）
平成9年4月18日	審議（第11回審査会）
平成9年6月2日	審議（第12回審査会）
平成9年8月29日	審議（第13回審査会）
平成9年10月13日	審議（第14回審査会）
平成9年12月19日	審議（第16回審査会）
平成10年2月4日	審議（第17回審査会）
平成10年3月11日	審議（第18回審査会）